

平成28年(ワ)第468号, 平成29年(ワ)第212号

原告 小坂正則 外

被告 四国電力株式会社

平成29年12月1日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田 靖



同 岡村 正



同 河合 弘



## 準備書面(3)

### 第1 はじめに

本準備書面では、伊方原発の適合性認定の前提となる新規制基準の不当性について、原告らの主張を明らかにする。

概要としては、新規制基準を設定した原子力規制委員会の人選及び原子力規制庁の職員に関する問題点、設定の前提となる福島原発事故の原因究明の不十分さ、設定期間の短さ、新規制基準の内容が不明確かつ立地審査指針が含まれていないなどの不十分な点を考慮すれば、新規制基準には伊方原発の安全性を確保する機能が無いことを示す。

### 第2 新規制基準の不当性

#### 1 委員の人選等について

新規制基準は原子力規制委員会（以下「委員会」という。）が設定している。

委員会は、制度上、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資するため、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して、原子力利用の安全確保を図ることが求められている（原子力規制委員会設置法1条）。

そして、同法7条7項3号及び4号は、委員長及び委員について、原子力事業者等の役員、従業員等であったことを欠格事由としている。この趣旨は、原子力事業者に肩入れするおそれのある者を排除し、委員会の中立公正性を保つものだと考えられる。

その趣旨に照らせば、新規制基準を設定した委員会は、安全規制に関する独立性と専門性を備えた機関ではない。

まず、平成29年9月より委員長である更田豊志氏は、委員候補者となった当時、高速増殖炉もんじゅを設置し、東海再処理工場を保有していた原子力事業者である独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部長の職にあり、求められる中立公正性を欠いている。なお、前委員長である田中俊一氏は、平成19年当時、原子力委員会の委員長代理であり、政府の原子力政策を推進していたものであって、同様である。

さらに、平成29年9月より委員長代理である田中知氏は、平成24年まで原子力事業者団体である日本原子力産業協会の役員の地位にあった上、平成16年度から平成23年度までに原子力事業者や関係団体から約760万円の寄付や報酬を受け取っており、中立公正性が欠如している。元委員である中村佳代子氏も、放射性物質の集荷・貯蔵処理を行う公益社団法人日本アイソトープ協会プロジェクト主査であり、原子力事業者等の従業員としてやはり中立公正性がなかった。

以上のように、公正中立性を欠いた人物が委員長又は委員になれてしまう委員会が、安全規制に関する独立性や専門性を発揮して、国民の生命・身体・財産・環境を守れるはずがない。そして、当然、このような委員会が設定した

新規制基準には、設定過程上の瑕疵があるといわざるをえない。

そもそも、新規制基準の設定やそれに照らした審査を含む高度に専門的かつ技術的な原子力規制行政を、たった5名の委員会のメンバーが行うことは不可能であることを付言する。

## 2 原子力規制庁の職員に旧原子力推進にかかる官庁の職員が多いこと

このような不備欠陥の多い委員会の事務を処理するのが原子力規制庁である（原子力規制委員会設置法27条1項）。したがって、原子力規制庁も当然に、委員会の中立公正な原子力規制行政を補助するべきである。

しかし、現実には、原子力規制庁が中立公正な補助をすることは全く期待できない。

すなわち、平成24年9月の同庁発足時の職員455人の内、経産省出身者が315人、文科省が85人、環境省が11名と、原発推進官庁出身者が多数を占めている。さらに、幹部職員7人中5人が、原子力安全・保安院、文科省（旧科学技術庁）、環境省といった原発推進官庁出身者である。

この点、原子力規制委員会設置法附則6条2項が「原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めない」ルールを規定していた。これは、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保するための附則である。

しかし、「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織」という曖昧な定め方に加え、一旦、明らかに「原子力利用の推進に係る事務を所掌しない行政組織」に異動させてしまえば、附則は適用されない上、施行から5年間は、同行政組織への復帰を認められている以上、原子力推進官庁出身者が同官庁に復帰する可能性は十分にある。

したがって、原子力規制庁は全く中立公正な補助をする能力を欠いている。

なお、職員について、前委員長の田中俊一氏が「実務を担う規制庁の職員の

数も足りないし一人一人の専門性も十分ではない」と述べている点は、原子力規制庁にそもそも委員会の補助をする能力が無いことの証左である。

このような原子力規制庁が事務を取り扱って、前記1のとおり不備欠陥のある委員会が中立公正に新規制基準を設定できたはずがなく、新規制基準が原発の安全性を確保できるとはいえない。

### 3 新規制基準の設定過程

#### (1) 不十分な原因究明

新規制基準は福島原発事故の反省の下に成り立つべきものであるが（同法1条）、当然の前提として、新規制基準の設定に当たっては福島原発事故の原因が十分に究明されていなければならない。

しかし、原因究明は不十分なものとどまっている。

すなわち、福島原発事故の核心である格納容器内部は現時点でも高線量の放射線の影響下にあり、到底十分な調査は不可能である。重要な機器や配管の損傷等の調査、熔融デブリの状況は不明であり、事故の原因が何であるかも特定できない状況である。

この点、福島原発事故の調査は国会、政府、民間及び東京電力の事故調査報告書がある。しかし、国会の事故調査報告書でさえ、事故の原因調査は不十分で今後も継続が必要である旨が記載されているなど、調査報告書の存在が十分な調査がなされたことを意味しないことは明らかである。

#### (2) 不十分な検討期間

その上、原子力規制委員会は、平成24年9月19日に発足してから、半年も経たない間に49本の規則類により構成されている新規制基準を設定し、パブリックコメントにかけている。しかも、このような「やっつけ仕事」を是正するパブリックコメント自体が30日間しか募集されず、平成25年7月8日に施行された。

平成18年9月に制定された新耐震設計審査指針は、検討に5年の歳月

が費やされている。福島原発事故以前でさえ、かかる慎重な検討が行われたにもかかわらず、福島原発事故後、それも高度に専門的・技術的な知見が必須である新規制基準の設定において、8か月という期間はあまりにも短い。

(3) 以上のように、新規性基準は、福島原発事故の原因究明に基づかない上、十分な検討期間も設けられずに設定されたものであって、原子力発電所の安全を確保する機能を欠いていると言わざるを得ない。

#### 4 新規制基準の不明確性

新規制基準には「適切」「適正」等、主観的、恣意的解釈を許す文言が多用されている。これは、外国において、確率論的リスク評価、設備故障等の事象が発生する頻度や影響を定量的な確率で評価して、危険性を評価する手法が主流になっている中では異常である。

また、外国にできて、我が国ではできない理由は全くなく、主観的、恣意的解釈をより排除する手法を採用しなかったこと自体が、新規制基準の不適切さを示している。

また、「適切」「適正」を判断するのは上述したところの不備欠陥の多い委員会及びこの事務を取り扱う非中立不公正な原子力規制庁であるから、主観的、恣意的解釈が広く許容されている新規制基準の不適切さは、致命的な相乗効果をもたらすことになる。

#### 5 新規制基準に立地審査指針が含まれていないこと

昭和39年5月27日、原子力発電所の立地条件について立地審査指針が定められていた。立地審査指針は、原子力発電所が事故を起こさないような立地、また、万一事故が起きても被害の拡大を防止することが出来る立地を示す重要な指針である。

しかし、福島原発事故後も、立地審査指針に関する改定がなく、それ故、伊方原発は、立地審査を行われずに再稼働許可がなされているという異常な事態が生じている。原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、立地審査を行

うことは要請しているにもかかわらず、新規制基準の不備によって、この重要な審査が行われないという事態を招いているのである。

このことは、ひるがえって、新規制基準が安全性を確保する上で役に立たないことを如実に示している。

## 6 共通要因故障

旧安全設計審査指針では、重要な安全機能を有する系統、機器は二つ以上あり、一つの事故原因で同時にすべての安全機能が失われることがないことを前提に設計されていた（単一故障の仮定）。この仮定が正しければ、ある安全機能が失われても、残存するはずの他の安全機能が、原子力発電所の安全性を確保するはずであった。

しかし、現実には、複数の安全機能に共通する要素に問題があったため、その複数の安全機能の全てが故障すること（共通要因故障）が十分ありえる。実際に、福島原発事故は、共通要因故障が要因の一つとなってシビアアクシデントに至った。したがって、単一故障の仮定という従来の設計思想では安全対策としては不十分であることは明らかである。

そうであるにもかかわらず、新規制基準において、偶発事象による故障および外部事象による故障のいずれについても、設計基準として、外部電源の喪失を除き、共通要因故障が想定されることはなかった。

この点、委員会の発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（以下「新規制基準検討チーム」という。）において、福島第一原発事故の反省から、「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」という規則案が検討されていたが、結局のところ、現実のものとはならなかった。

このように、新規制基準においては、福島原発事故の教訓が全く活かされないうまに、その変更が見送られており、不合理というほかない。これでは第二

の福島原発事故の発生を防ぐことはできないと言わざるを得ない。

### 第3 結語

以上のとおり、福島原発事故の反省を踏まえて法改正が行われ、それに基づく委員会であるはずが、その設定した新規制基準及び実施する適合性審査は、何ら同事故の真摯な反省が踏まえられておらず、手続も内容も問題だらけである。このように法的に許容しえない本件原発の稼働は、法的にも社会的に一切許容できるものではない。

委員会が、形式的には福島原発事故を契機として発足し新規制基準が定められ適合性審査が行われたからといって、その判断に安易に追随するようでは、司法として福島原発事故の反省を踏まえたということにはならず、司法が失った国民の信頼を回復することは出来ない。

以 上